

<報道発表資料>

令和6年5月31日

狩猟免状の有効期間の誤記載について

令和4年度及び令和5年度後期狩猟免許試験合格者に交付した狩猟免状における有効期間の誤記載が判明しました。

1 事案の概要

北部環境管理事務所において、令和4年度、令和5年度に交付した狩猟免状の一部に有効期間を1年短く記載した誤りが計21件あったことが判明しました。

なお、誤記載のあった狩猟免状が交付された全員が免許の正式な有効期間内であり、無免許状態等の問題は発生しておりません。

2 誤記載の詳細

誤記載のあった対象者（合計21名）

- 令和4年度第5回狩猟免許試験（令和5年1月28日実施）合格者9名
有効期間：正）令和8年9月14日 誤）令和7年9月14日
- 令和5年度第5回狩猟免許試験（令和6年1月27日実施）合格者6名及び、令和5年度第6回狩猟免許試験（令和6年3月2日実施）合格者6名
有効期間：正）令和9年9月14日 誤）令和8年9月14日

3 対応

対象者に事実を伝えお詫びし、正しい有効期間を記載した免状をあらためて送付します。

4 再発防止策

免状作成方法の改善や複数による確認を徹底するとともに、狩猟免許事務担当者会議等における注意喚起や研修の実施など再発防止策を講じます。